

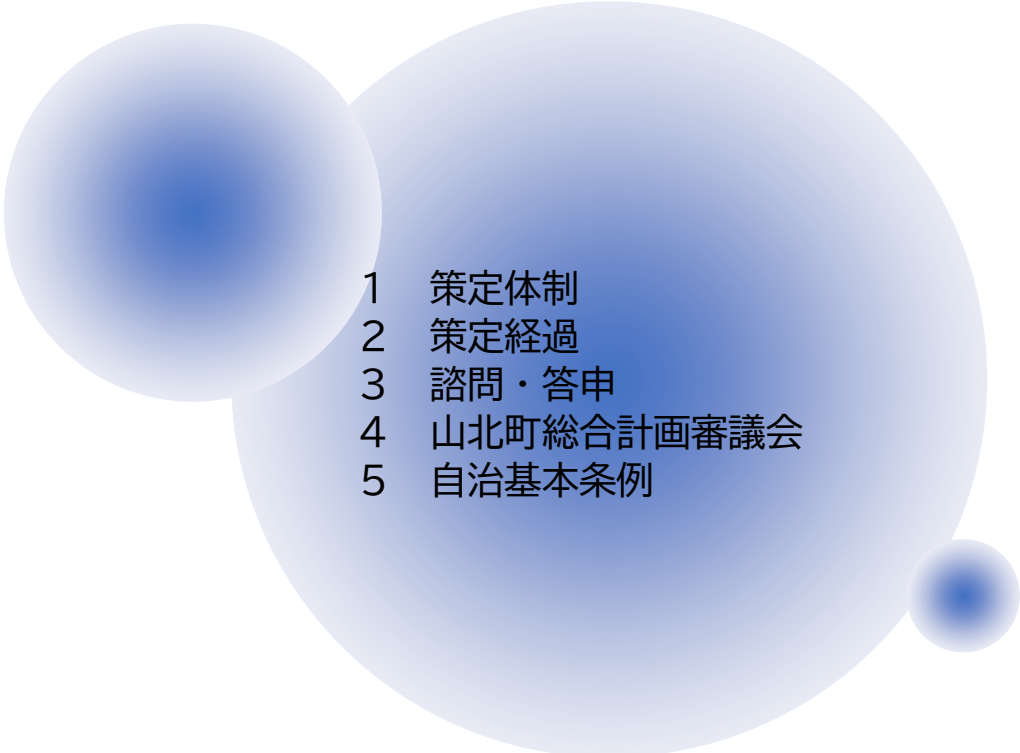
# Yamakita Town

---

## 資料編

---

# Yamakita Town

- 
- 1 策定体制
  - 2 策定経過
  - 3 諮問・答申
  - 4 山北町総合計画審議会
  - 5 自治基本条例

# 1 策定体制

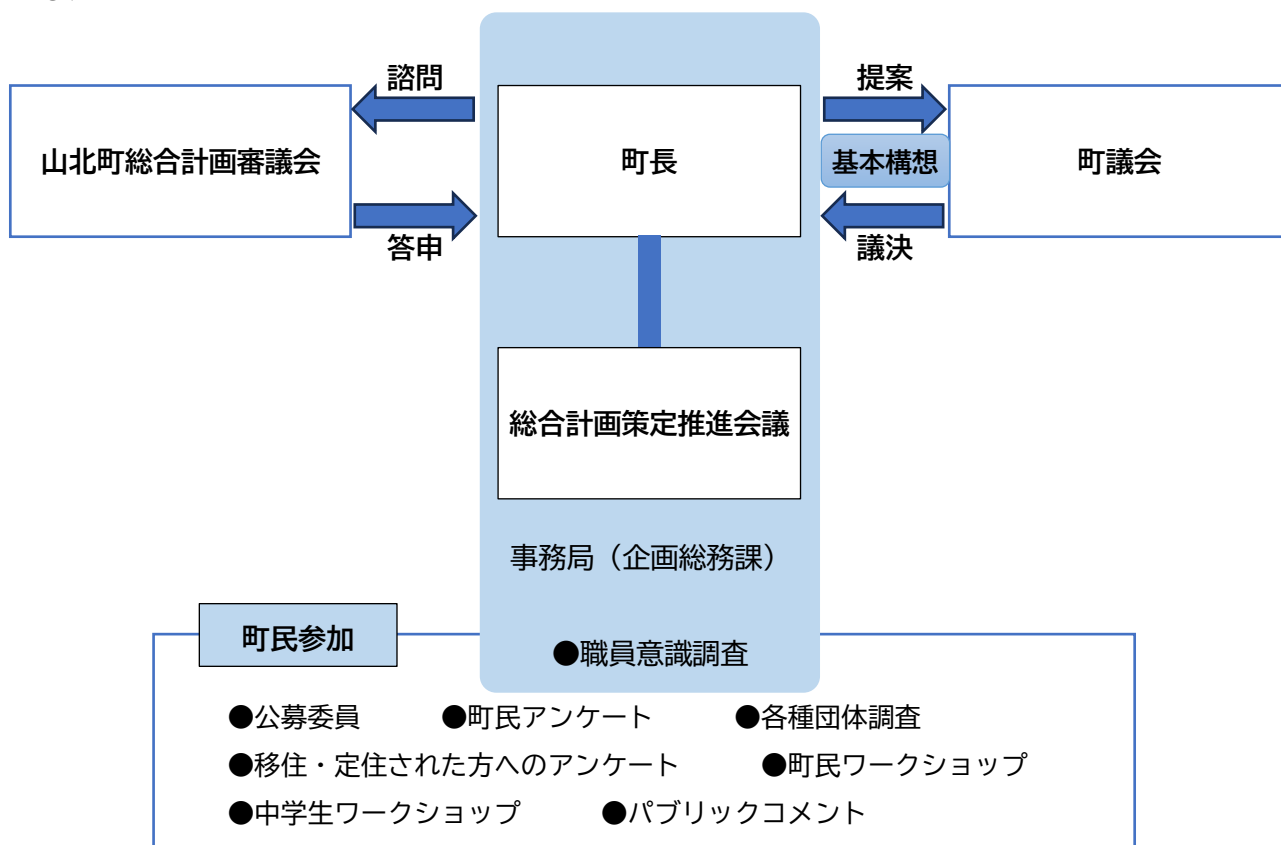
## 山北町第6次総合計画 策定体制

山北町第6次総合計画の策定にあたっては、庁内検討組織である「総合計画策定推進会議」において、調査・検討を進めました。

計画案の作成にあたっては、できるだけ幅広く町民の意見を取り入れるため、町民アンケートをはじめ、各種団体調査、移住・定住された方へのアンケート、町民ワークショップ、中学生ワークショップを実施するとともに、パブリックコメントを実施し、計画案に対する意見を聴取しました。

また、町の附属機関である「山北町総合計画審議会」においては、町長の諮問に応じて7回にわたり会議を開催し、必要な審議を行いました。

そして、山北町議会に山北町第6次総合計画基本構想を提案し、令和6年3月6日に議決されました。



## 2 策定経過

### 山北町第6次総合計画 策定経過

年月日		内容	
令和5年	2月14日 ～3月6日	町民アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>⌘ 調査対象 : 18歳以上の町民</li> <li>⌘ 調査方法 : 郵便配布・郵便回収</li> <li>⌘ 発送数 : 3,000票</li> <li>⌘ 有効回収数: 1,271票</li> </ul>
	2月17日	令和4年度第1回 総合計画策定推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>⌘ 第6次総合計画策定方針について</li> <li>⌘ 策定スケジュールについて</li> <li>⌘ 町民アンケートについて</li> <li>⌘ 総合計画審議会について</li> <li>⌘ 社会動向を見据えたキーワード分析について</li> <li>⌘ 第5次総合計画後期基本計画の検証について</li> <li>⌘ 各種団体調査について</li> <li>⌘ 職員アンケートについて</li> </ul>
	3月16日	中学生ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>⌘ 参加者 : 2グループ(12名)</li> <li>⌘ オリエンテーション(SDGs)</li> <li>⌘ ワークショップ① 持続可能なまちづくりに向けて「みんなのできること」</li> <li>⌘ ワークショップ② 持続可能なまちづくりに向けて「50年後の山北町を描こう！」</li> </ul>
	3月22日	第1回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>⌘ 審議会委員の委嘱</li> <li>⌘ 会長の選出・職務代理者の指定</li> <li>⌘ 第6次総合計画の諮問</li> <li>⌘ 第6次総合計画策定方針について</li> <li>⌘ 策定スケジュールについて</li> </ul>
	4月3日 ～4月14日	職員アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>⌘ 調査対象 : 全職員</li> <li>⌘ 調査方法 : 庁内配布</li> <li>⌘ 有効回収数: 152票</li> </ul>
	4月6日 ～4月14日	移住・定住された方への アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>⌘ 調査対象 : 「サンライズ山北」「ヒルズタウン丸山」「みずかみテラス」の居住者89軒</li> <li>⌘ 調査方法 : ポスト投函配布・郵便回収</li> <li>⌘ 有効回収数: 33票</li> </ul>
	4月6日 ～4月14日	各種団体調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>⌘ 調査対象 : 山北町で活動されている9団体</li> <li>⌘ 調査方法 : 郵便配布・郵便回収</li> </ul>
	5月17日	令和5年度第1回 総合計画策定推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>⌘ 町民アンケート及び職員アンケートの結果について</li> <li>⌘ 各種団体調査の結果について</li> <li>⌘ 移住・定住者された方へのアンケートの結果について</li> <li>⌘ 中学生ワークショップの結果について</li> <li>⌘ 第5次総合計画後期基本計画 評価・検証結果について</li> <li>⌘ 第6次総合計画基本構想(素案)について</li> </ul>

年月日		内容	
	6月8日	第2回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>⌘ 第5次総合計画後期基本計画 評価・検証結果について</li> <li>⌘ 各種アンケート調査等の結果について ①町民アンケート、②各種団体調査、③移住・定住者へのアンケート、④中学生ワークショップ</li> <li>⌘ 第6次総合計画基本構想（素案）について</li> </ul>
	6月22日	町民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>⌘ 参加者 : 1グループ（4名）</li> <li>⌘ オリエンテーション（SDGs）</li> <li>⌘ ワークショップ 10年以上先を見据えて「こんなまちであってほしい！」</li> </ul>
	7月12日	SDGs町職員研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>⌘ 対象職員 : 全職員</li> <li>⌘ 研修内容 : SDGsの理解を深めよう</li> </ul>
	7月21日	町長ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>⌘ 山北町の課題について</li> <li>⌘ まちづくりの方向性について</li> </ul>
	8月1日	令和5年度第2回総合計画策定推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>⌘ 第5次総合計画後期基本計画 評価・検証結果について</li> <li>⌘ 第6次総合計画基本構想（素案）について</li> <li>⌘ 基本構想における将来人口推計について</li> <li>⌘ 第6次総合計画基本計画策定に向けた事業調査について</li> </ul>
	8月28日	第3回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>⌘ 第5次総合計画後期基本計画 評価・検証結果について</li> <li>⌘ 各種アンケート調査等の結果について</li> <li>⌘ 第6次総合計画基本構想（素案）について</li> </ul>
	9月13日	議会全員協議会	⌘ 第6次総合計画について
	10月10日	令和5年度第3回総合計画策定推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>⌘ 第6次総合計画基本構想（素案）について</li> <li>⌘ 第6次総合計画基本計画（素案）について</li> </ul>
	10月26日	第4回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>⌘ 第6次総合計画基本構想（素案）について</li> <li>⌘ 第6次総合計画基本計画（素案）について</li> </ul>
	11月27日	第5回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>⌘ 第6次総合計画基本構想（素案）について</li> <li>⌘ 第6次総合計画基本計画（素案）について</li> </ul>
	12月6日	議会全員協議会	⌘ 第6次総合計画について
	12月12日	令和5年度第4回総合計画策定推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>⌘ 第6次総合計画基本構想（素案）について</li> <li>⌘ 第6次総合計画基本計画（素案）について</li> </ul>
	12月21日	第6回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>⌘ 第6次総合計画基本構想（素案）について</li> <li>⌘ 第6次総合計画基本計画（素案）について</li> </ul>
	令和6年	1月17日～1月31日	意見募集（パブリックコメント）
2月14日		議会全員協議会	⌘ 第6次総合計画について
2月15日		第7回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>⌘ 意見募集（パブリックコメント）の結果について</li> <li>⌘ 第6次総合計画（案）について</li> <li>⌘ 答申（案）について</li> </ul>
2月26日		答申	⌘ 第6次総合計画の答申
3月6日		令和6年第1回議会定例会	⌘ 第6次総合計画基本構想の議決

## 3 諮問・答申

### 諮問

企第 75 号

令和 5 年 3 月 22 日

山北町総合計画審議会 会長 様

山北町長 湯 川 裕 司

山北町第 6 次総合計画について（諮問）

本町では、平成 31 年 3 月に山北町第 5 次総合計画後期基本計画を策定し、本町を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中、各分野において様々な施策を推進してまいりましたが、令和 5 年度をもって計画期間が終了することから、令和 6 年度から 10 年間のまちづくりの方向性を示す山北町第 6 次総合計画を策定いたしますので、山北町総合計画審議会規則第 2 条の規定に基づき、貴審議会の意見をいただきたく諮問いたします。

## 答申

令和6年2月26日

山北町長 湯川 裕司 様

山北町総合計画審議会  
会 長 前田 成東

### 山北町第6次総合計画について（答申）

令和5年3月22日付け企第75号で諮問のあった山北町第6次総合計画について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、山北町総合計画審議会規則第2条の規定により、次の意見を付して答申します。

- 1 基本構想における将来像の実現や地域課題の解決にあたっては、国や県へ積極的な働きかけを行うとともに、周辺市町村や町民、民間事業者や各種団体など関係機関との連携強化に努めていただきたい。
- 2 デジタル化や脱炭素化など新たな時代の変化や、人口減少社会への対応に伴い生じる課題などに迅速かつ確に対応するため、国や県などとの連携や町行政の横断的な連携により取り組みを推進するよう努めていただきたい。
- 3 本町が保有する強みを積極的かつ効果的に情報発信することで認知度を向上させ、関係人口を創出することにより移住や定住につなげるなど、本町の魅力を最大限に生かしたまちづくりに取り組むよう努めていただきたい。
- 4 基本計画に位置付けられた施策・事業の推進が着実に図られるよう、本計画の内容を個別計画に反映させるとともに、町行政における組織体制の充実や、国や県からの補助金などを最大限に活用するなど財源の確保に努めていただきたい。
- 5 本計画の実効性を担保するため、重要となる進捗管理を行うための仕組みを早期に構築し、継続的な評価・検証の実施に努めていただきたい。

## 4 山北町総合計画審議会

### 山北町第6次総合計画審議会委員名簿

区 分	所属・役職	氏 名	備 考
教育委員会の構成員	委員	佐藤 直美	
農業委員会の委員	会長	高杉 光男	
公共的団体の役員及び職員	山北町連合自治会長会会長	高橋 宗雄	職務代理者 令和5年3月31日まで
		渡辺 良孝	職務代理者 令和5年4月1日から
	山北町観光協会顧問	佐藤 精一郎	
	山北町商工会長	松澤 大輔	
	山北町社会福祉協議会長	福岡 健一	
	山北町森林組合代表理事専務	鳥海 伸吉	
	山北町消防団長	瀬戸 茂	
	J A かながわ西湘理事	荻野 巖	
学識経験者	東海大学政治経済学部政治学科教授	前田 成東	会長
	山北町副町長	山崎 佐俊	令和5年12月31日まで
		石田 浩二	令和6年1月1日から
神奈川県県西地域県政総合センター副所長	有泉 尚英		
公募委員		坂本 幸彦	
		池田 有志	
		曾我 博文	
		石田 七緒子	

任期：令和5年3月22日～令和6年3月31日

# 山北町総合計画審議会規則

昭和42年7月28日

規則第1号

改正 昭和54年9月8日規則第2号

昭和59年10月9日規則第12号

平成元年5月15日規則第3号

平成6年7月25日規則第6号

平成11年6月24日規則第9号

平成19年12月10日規則第50号

平成24年12月21日規則第26号

平成25年3月12日規則第2号

平成26年3月14日規則第4号

平成28年3月29日規則第9号

平成30年4月24日規則第6号

令和4年3月15日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、山北町附属機関に関する条例(昭和42年山北町条例第11号)第3条の規定により、山北町総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて山北町総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について町長が任命する。

- (1) 町教育委員会の構成員 1人
- (2) 町農業委員会の委員 1人
- (3) 町の区域内の公共的団体の役員及び職員 7人
- (4) 学識経験を有する者 3人
- (5) 公募による者 4人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会議を総理し審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。



(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画総務課において処理する。

(委任規定)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、昭和42年8月1日から施行する。

附 則（昭和54年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第26号）

この規則は、平成25年1月10日から施行する。

附 則（平成25年規則第2号）

この規則は、平成25年3月18日から施行する。

附 則（平成26年規則第4号）

この規則は、平成26年3月18日から施行する。

附 則（平成28年規則第9号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年規則第15号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

# 5 自治基本条例

## 山北町自治基本条例

平成24年12月7日

条例第19号

前文 わたしたちのまち山北町は、神奈川の屋根「西丹沢」山系の表玄関に位置し、清流や豊かな森林に恵まれ、先人達のためまぬ努力と英知によって、歴史と文化を守り育んできました。

このような先人が、守り育んできた歴史、文化や美しい自然環境は後世に引きついでいかなければなりません。

わたしたちは、わたしたちのまちを守り育てていくために、「日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できるまち」を目指します。かかるまちづくりの理想を実現していくため町民自らが地域のことは地域で考えて、積極的にまちづくりに参画する協働のまちづくりを進めていくため、まちづくりの基本原則としてこの条例を制定します。

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、山北町のまちづくりの基本方針を明らかにし、町民の権利及び責務並びに町及び議会の責務を定め、町民一人ひとりが互いに協力して日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できる協働のまちづくりを進めるために必要な事項を定め、自治の推進を図ることを目的とする。

(この条例の位置付け)

第2条 この条例は、まちづくりを進めるうえで基本となるものであり、山北町で別に条例、規則を定める場合には、この条例に定める事項を遵守しなければならない。

2 既に定められている条例及び規則の見直しをする場合には、この条例に定める事項を遵守しなければならない。

(用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に定める用語の定義は次のとおりとする。

(1) 町民 町民とは、以下の各号に定めるものをいう。

ア 町内に在住する者

イ 町内に在学する者

ウ 町内に在勤する個人及び町内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体

(2) 町 普通地方公共団体としての山北町の執行機関をいう。

(3) 議会 山北町議会をいう。

(4) まちづくり 町民、町及び議会が自ら主体となって、第1条で定める目的を達成するために必要な諸活動をいう。

(5) 協働 町民、町及び議会がそれぞれの立場を尊重して、互いに協力して活動することをいう。

(6) 参画 単にまちづくりに参加するだけでなく、企画立案の段階から主体的に加わり活動することをいう。

(7) 地域 町域及び自治会区域等の区域をいう。

(8) 自治 町民がまちづくりに参加し、その意思と責任に基づきまちづくりが行われるほか、地域の公共的活動を自ら担い、主体的にまちづくりを推進することをいう。

### 第2章 基本原則

(協働の原則)

第4条 町民、町及び議会は、次の各号で定める理念を実現するため、相互に協働してまちづくりを進めることを原則とする。

(1) 町民一人ひとりがより幸せを感じることができるまちづくり

(2) 町民一人ひとりが安全安心に暮らすことができるまちづくり

(3) 山北町の豊かな水源や自然を大切に守り育み活用するまちづくり

(4) 山北町の伝統文化を守り継承するまちづくり

(5) 相互関係と信頼関係を深め、お互いの知恵と力を出し合うことができるまちづくり

(情報共有の原則)

第5条 町民、町及び議会は、協働のまちづくりを実現するために必要な情報の共有をすることを原則とする。

2 町は、個人情報の収集等取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより適正に行うものとする。

### 第3章 町民の権利及び責務

(町民の権利)

第6条 町民は、自由意思に基づいてまちづくりに参加する権利を有するものとする。

(町民の責務)

第7条 町民は、まちづくりに参加する責務を有するものとする。

2 町民は、まちづくりに参加するうえで、他の人の意見や活動等を尊重し、自らの発言又は行動に責任を持つよう努めなければならない。

3 町民は、納税等必要な義務を負うものとする。

### 第4章 まちづくりと地域活動

(自治会等まちづくり)

第8条 自治会等は、町民が地域で協働のまちづくりを進めるうえで中心的役割を担うものとする。

2 町民は、自治会の役割を理解して、積極的に活動に参画するよう努めなければならない。

(地域活動の支援)

第9条 町民及び町は、自治会等の地域課題の解決の主体としての地域組織の活動支援に努めなければならない。

第5章 町の役割と責務

(町長の役割及び責務)

第10条 町長は、町民の信託に応え、協働のまちづくり実現のため誠実に職務を遂行しなければならない。

2 町長は、町の職員を適切に指揮監督するとともに、一人ひとりの資質及び能力の向上を図り魅力あるまちづくりの実現に努めなければならない。

(町長の説明責任)

第11条 町長は、町政運営及び今後の展望について、町民に説明しなければならない。

(町の役割及び責務)

第12条 町は、第1条で定めた目的を達成するため、町民との協働を図りながら、まちづくりを推進しなければならない。

2 町は、まちづくりの過程で、町民が参画するように努めなければならない。

3 町は、まちづくりをするうえで、必要な情報を町民に公開するよう努めなければならない。

(町職員の役割及び責務)

第13条 町職員は、第1条で定める目的を達成するため、自らも積極的にまちづくりに協力するよう努めなければならない。

2 町職員は、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行するとともに、自身の職務遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。

(総合計画等各種個別計画)

第14条 町は、まちづくりを中長期的な視点で計画的に推進するため、総合計画を策定しなければならない。

2 町は、総合計画を策定する場合には、この条例を遵守しなければならない。

3 町は、総合計画を踏まえ、各種個別計画を策定しなければならない。

(行政改革大綱)

第15条 町は、第1条で定める目的を達成するために効率的かつ効果的なまちづくりを推進するため、行政改革大綱を策定しなければならない。

2 町は、毎年度、行政改革大綱で定めた項目についての進捗状況を町民に公表するものとする。

(行政評価)

第16条 町は、効率的かつ効果的な町政運営を行うため、町の実施する施策等の評価を行わなければならない。

2 町は、前項の結果を公表するとともに、政策に反映させるよう努めなければならない。

(説明責任)

第17条 町は、重要な施策等の企画立案及び実施にあたっては、町民にわかりやすく説明するよう努めなければならない。

(町民からの意見聴取)

第18条 町は、重要な計画の策定及び条例の制定等に際し、広く町民の意見聴取をしなければならない。

2 町は、総合計画等各種事業計画を策定する場合には、町民参加型の会議等を開催して意見聴取をしなければならない。

3 町民は、パブリックコメント制度に基づいて必要な提案を行うことができる。

第6章 議会の役割と責務

(議会の役割及び責務)

第19条 議会は、町民から選出される議員で構成される町の議決機関であることを認識して、町政運営を監視するとともに町民の信託に応えなければならない。

2 議会は、協働のまちづくりを進めるため町民の意見及び要望に関する公聴活動を行い、政策立案等に反映するよう努めなければならない。

3 議会は、議会の持つ情報を町民に公開するよう努めなければならない。

第7章 住民投票

(住民投票)

第20条 町長は、町民生活に重大な影響を与える事項について、町民の意思を直接確認する必要があると認められた場合には、住民投票を実施しなければならない。

2 住民投票の結果は尊重されなければならない。

3 住民投票に関する請求及び発議要件等その他は、別に定めるものとする。

第8章 子ども及び高齢者のまちづくりへの参加

(まちづくりへの子どもの参加)

第21条 子どもは、自ら取り組める範囲でまちづくりへの参加をするものとする。

2 町民は、子どもが夢と希望を持って未来を担うことができるよう、子どものまちづくりへの参加に積極的に取り組むものとする。

3 保護者は、子どもの手本となるよう、まちづくりへの参加を可能な限りするよう努めるものとする。

(まちづくりへ的高齢者の参加)

第22条 高齢者は、経験及び知識を活かしてまちづくりへの参加をするものとする。

第9章 広域連携

(他の自治体との連携)

第23条 町は、他の自治体と広域的な連携を積極的に進めなければならない。

第10章 条例の見直し

(条例の見直し)

第24条 町は、社会情勢の変化その他、この条例の見直しの必要性を認めた場合には、町民の意見を踏まえて必要に応じて施行の日から概ね5年を目途に見直しをすることができる。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。





山北町第6次総合計画 基本構想・前期基本計画

発行 **山北町**

〒258-0195 神奈川県足柄上郡山北町山北 1301 番地 4

<https://www.town.yamakita.kanagawa.jp>

電話：0465-75-1122

発行日 令和6（2024）年3月

編集 山北町企画総務課 編集協力 株式会社サーベイリサーチセンター



山北町